平成２７年（フ）第２２９号
新潟県五泉市石曽根8073番地４
債務者　鹿間　佑未
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３号
長野市大字大町712番地５
債務者　関　　忠司
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２００号
兵庫県姫路市西今宿３丁目１－５壱番館いまじゅく305号室、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町野267番地
債務者　北川　秀史
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアやすとみ109号室
債務者　實　　祥宏
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８９号
兵庫県朝来市生野町円山387番地１生野パークハイツＢ202号
債務者　甲斐　妙子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５２６号
広島市西区草津浜町６番９－602号
債務者　秋田　　悟
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３号
広島県東広島市八本松東３丁目12番１－201号西尾ビル、申立時の住所広島県呉市押込１丁目11番11号
債務者　中野　幸雄（旧姓河鰭）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９８５号
福岡県古賀市谷山753番地１　ベルコリーヌ201号
債務者　井田　明子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００７号
福岡市中央区大名１－３－37　隆永ビル201号、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目161番地
債務者　石井　有沙
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１８号
福岡市西区姪の浜３丁目47番４－206号
債務者　遠藤千佳子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０３７号
福岡市西区姪の浜２丁目12番５－503号
債務者　弘中　祥一（旧姓栩久保）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４４号
福岡市中央区平尾４丁目３番４－701号
債務者　清水　俊宏
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４５号
福岡県福津市宮司浜２丁目６番28号　シティーハイツ緑205号
債務者　黒瀬由紀子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６６号
福岡市博多区住吉４丁目２番２－1307号
債務者　山口　都子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８０号
福岡市博多区竹下５丁目14番18－203号
債務者　原　　篤史
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８１号
福岡市中央区今川１丁目10番12－２号
債務者　津田　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８３号
福岡県春日市須玖南５丁目60番地　春日須玖パークホームズ101号
債務者　宮本真由美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部